

不正取得を防止するために

# 本人通知制度

## 「本人通知制度」とは？

この制度は、事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付した場合に、交付した事実を登録者本人に通知する制度です。



### 1 市役所で登録します

通知を希望される方は、事前に登録してください。登録費用は無料です。

#### 【登録できる人は】

多久市に住民登録や本籍がある方（過去にあった方を含みます）

#### 【登録の手続きは】

市役所市民課窓口で申請をしてください。その際本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）をご持参ください。郵送による申請も可能です。

### 2 登録した人に通知が届きます

代理人やそれ以外の第三者に住民票の写しや戸籍謄本などを交付したとき、登録した方に①証明書の交付年月日、②種類・枚数、③交付請求者の区分（代理人、または第三者の別）を郵送で通知します。

## お問い合わせ

制度に関するご相談は 市民課

(0952) 75-6116

人権に関するご相談は 人権・同和対策課

(0952) 75-4824

## 本人通知制度の目的は？

住民票の写しや戸籍謄抄本などを代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録していた方に対して、交付した事実を通知するものです。この制度により、不正請求を抑止し、個人利益の不当な侵害を防止することを目的としています。

## 事前登録の受付場所と時間は？

受付場所 多久市役所 市民課窓口  
受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）  
午前8時30分～午後5時15分

## 事前登録の手続きに必要なものは？

- ・本人通知登録申請書（窓口及びホームページからもダウンロードできます）
  - ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など顔写真があるので官公署が発行したもの。保険証など顔写真がないものは公的機関が発行した証明書が2点必要です）
  - ・代理人（登録を希望する人から委任を受けた人）の場合は、委任状。
  - ・法定代理人（未成年者の保護者や成年後見人）の場合は、戸籍謄本など資格を証するもの。
- ※登録者の本籍が多久市にあり、市で法定代理人の資格が確認できる方は不要です。

## 本人通知制度の対象となる証明書は？

- ・住民票の写し、住民票記載事項証明書
  - ・戸籍、戸籍記載事項証明書
  - ・戸籍の附票の写し
- ※上記の証明書はそれぞれ除票、除籍を含みます

## 通知される内容は？

- ・証明書の交付年月日
  - ・証明書の種類・枚数
  - ・交付請求者の区別（代理人。または第三者の別）
- ※交付請求した代理人や第三者の氏名、住所は通知しません。